

2012年7月のFIT制度（固定価格買取制度）開始以降、再エネ発電設備の導入数は急速に増加し、設置形態も多様化しております。

それに伴い、特に小規模な太陽電池や風力といった再生可能エネルギー発電設備において事故が多発するなど、公衆災害リスクが懸念されています。

そこで、小規模な再エネ発電設備に係る保安規律の適性化のため電気事業法が改正され、令和5年3月20日より小規模な太陽電池発電設備（10kW以上50kW未満）・風力発電設備（20kW未満）が小規模事業用電気工作物として新たに類型化されるとともに、技術基準適合維持義務、基礎情報の届出及び使用前自己確認が課せられました。

これにより、使用前自己確認制度の対象範囲が太陽電池発電設備は10kW以上2000kW未満、風力発電設備は500kW未満に拡大され、これらの再エネ設備は使用開始前に使用前自己確認結果届出書の提出が必要となりました。

しかしながら、使用開始前に自己確認を実施せず使用前自己確認結果届出書が提出されていない事例や、再エネ設備の設置者ではない者が使用前自己確認届出書を提出するなど、多くの問題が見受けられます。

今後、再エネ設備を設置される方は、以下の点にご注意いただき、適切な対応をお願いします。

【注意事項】

・電気事業法上の保安確保の義務を負う設置者について。

近年、PPA¹モデルの導入の加速に伴い、自家用電気工作物の屋根上にPPA事業者が再エネ発電設備を設置する事例が増えてきています。

このうち、自家用電気工作物の受変電設備に再エネ発電設備を接続する場合、基本的に自家用電気工作物の設置者が電気事業法上の保安確保の義務を負うこととなり、使用前自己確認結果届出書を提出することになります。

しかしながら、PPA事業者や発電設備の施工業者が届出上の設置者となり、自家用電気工作物設置者の確認を受けぬまま、使用前自己確認結果届出書を提出する事例が見受けられます。

自家用電気工作物設置者がPPAモデルにより再エネ発電設備を導入する際には、電気事業法上の保安確保の義務を負う設置者を誰とするのか、PPA事業者や施工業者等の関係者と事前に協議いただくようお願いします（電気事業法上の設置者の考え方は次項参照）。

使用前自己確認結果届出書のほか、保安規程（変更）の届出、主任技術者の選任届出等が必要となる場合もございますのでご注意ください。

また、自家用電気工作物設置者が保安管理業務外部委託承認制度を活用している場合において再エネ発電設備を設置する際は、契約している電気保安法人または電気管理技術者にも事前に連絡を行い、工事の管理、使用前自主検査、使用前自己確認について相談をしていただくとともに、必要に応じて、外部委託契約の見直し、保安規程変更届出、換算係数の変更等、適切な対応をお願いします。

・設備の使用開始前に、使用前自己確認を行い届出書を提出してください。

使用前自己確認結果届出書を提出する前に使用を開始している事例が多発しています。

設置者は、使用を開始（売電や自家消費の場合は発電電力の使用開始）する前に、技術基準に適合するものであることを自ら確認し、使用前自己確認結果届出書を提出してください。

必ず、設置者の使用前自己確認結果届出後に、設備を使用開始してください。

¹ PPA（Power Purchase Agreement）電力購入契約

PPAモデル導入時の電気事業法上の設置者の考え方

電気事業法上の設置者は**電気工作物の維持・管理を行いうる主体で、電気工作物の所有者又は占有者**
※メンテナンスをするからと言って設置者になるとは限らない

【パターンA】

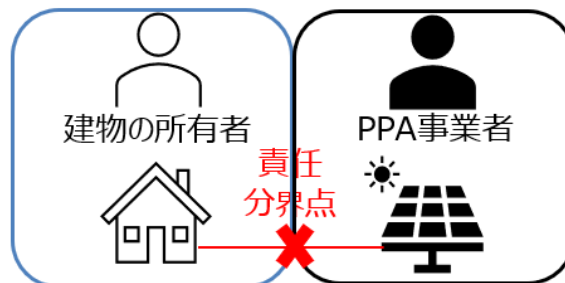
建物所有者が全設備を維持・管理・運用
(小規模事業用電気工作物は建物と太陽光発電設備一体として扱う)



推奨

【パターンB】

建物所有者が建物側・太陽光側を
PPA事業者が維持・管理・運用



要確認 (要確認事項参照)

※【パターンA】【パターンB】以外の形態をご検討の方は個別にご相談ください。

パターンAの設置者	建物の所有者
パターンBの設置者	建物の所有者（建物側）、PPA事業者（太陽光発電設備側） ※太陽光発電設備が50kW以上で発電所単体で自家用電気工作物に該当する場合のみ ※責任分界点を設け、電気主任技術者選任と保安規程の制定がそれぞれ必要



→ 設置者は**使用開始しようとする前**に使用前自己確認結果届出書の提出が必須

50kW以上の太陽光発電設備の場合は主任技術者選任・保安規程の提出が必須←



要確認事項

1. 夜間・休日・緊急時に建物所有者の許可なく立ち入ることはできますか？（パターンB）
2. 建物側を停電点検する際に太陽光側から逆潮流する恐れはないですか？（パターンB）
3. 「一需要場所・複数引込」及び「複数需要場所・一引込」の電気事業法上の取扱い（電気保安）についての要件を満たしていますか？（パターンB）



本紙内容についてのお問い合わせは下記の連絡先にお電話ください

経済産業省

中国四国産業保安監督部

電力安全課 発電係

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6番30号

Tel: 082-224-5742、Fax: 082-224-5650

URL: <https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/>